

海津市空家等対策計画（案）

海 津 市

海津市空家等対策計画

目次

序章	はじめに	1
序-1	計画策定の背景	1
第1章	空家等に関する対策の実施に関する基本的な方針	2
1-1	計画の目的	2
1-2	計画の期間	2
1-3	計画の対象地区と対象とする空家等の種類	2
1-4	空家等対策立案までの考え方	2
1-5	空家等に関する対策に関する基本的な方針	3
第2章	空家等の調査に関する事項	5
2-1	「空家等実態把握調査」による空家等の状況把握	5
第3章	空家等がもたらす問題と発生要因	18
3-1	空家等がもたらす問題	18
3-2	空家等の発生要因	19
第4章	所有者等による空家等の適切な管理の促進	21
第5章	空家等及び除却した空家等の敷地の活用の促進	22
5-1	空家等の流通の促進	22
5-2	除却した空家等の敷地の活用	22
第6章	特定空家等に対する措置その他の対処	24
6-1	実施方針	24
6-2	特定空家等の認定	24
6-3	特定空家等に対する措置	25
6-4	空家等対策特措法の適用外建築物に対する措置	26
第7章	住民等からの空家等に関する相談への対応	27
7-1	空家等に関する問合せ	27
7-2	空家等を有効的に活用できる補助・助成事業	27
第8章	空家等に関する対策の実施体制	28
8-1	空家等対策に関する関連部署の役割と連携体制	28

8-2	特定空家等対策に関する情報.....	28
8-3	空家等対策協議会との連携.....	28
第9章	その他空家等に関する対策.....	29
9-1	海津市空き家等の適正管理に関する条例の制定.....	29
9-2	空家等の流動性の確保.....	29
9-3	協働による総合的・効果的な対策の推進.....	29
9-4	今後の取り組み等に関して必要な事項.....	29

序 章 はじめに

序－１ 計画策定の背景

近年、地域における高齢化の進展や家族構成の変化、既存の住宅・建築物の老朽化、経済・社会情勢の変化等に伴い、居住や使用がなされていない住宅や建築物が年々増加しています。このような空家等の中には、適切な管理が行われていないことで、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害、防犯性の低下等多岐にわたる問題を生じさせ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしかねないものもあります。今後、空家等の数がさらに増加すれば、問題が一層深刻化することが懸念されます。

このような状況を踏まえ、平成 26 年 11 月 27 日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、「空家等対策特措法」という。）が公布、平成 27 年 5 月 26 日に完全施行となり、本格的な空家等対策の法的枠組みが構築されました。空家等対策特措法では、周辺的生活環境に悪影響を及ぼしている空家等を特定空家等と定義し、市町村に立入調査の権限を付与して、所有者等に修繕や撤去などの勧告、命令を行えるほか、最終的に行政代執行による撤去もできることが定められました。また、市町村は、空家等に関するデータベースを整備し、空家等やその跡地の活用を促進するものとしています。

岐阜県においては、空家等対策特措法公布に先立つ平成 26 年 7 月、「岐阜県空家等対策協議会」を設立し、平成 27 年 1 月には、空家等に対する取組の総合的実施に向け、「空家等対策に係る対応指針」及び「危険空家等対応マニュアル」を作成し、県と市町村が連携して本格的な空家対策を推進しています。

本市においても、空家等の増加がもたらす問題が顕在化しており、市民の生命・身体・財産の保護や生活環境の保全のために、空家等がもたらす問題に総合的に対応するための施策を充実していくことが求められています。

これらの経緯を踏まえ、市民が安全に、かつ安心して暮らすことのできる生活環境を確保するとともに、空家等の活用を促進することによりまちづくり活動の活性化を図ることを目的として、海津市空家等対策計画（以下、「本計画」という。）を策定します。

本計画では、本市における空家等の実態を調査・整理した上で、人口・世帯構成、建築物の分布等の指標から空家等の発生要因の分析を行い、その結果に基づいて危険な空家等への対策と発生抑制のための実施方針を定めます。また、併せて空家等及び空家等跡地の活用の促進に関する実施方針等を定めます。

なお、本計画で用いる用語は、特に記載のない限り空家等対策特措法の定義によるものとします。

第1章 空家等に関する対策の実施に関する基本的な方針

1-1 計画の目的

本計画は、空家等対策特措法第6条の規定に基づき、国の基本指針に即して、本市の空家等に関する対策を総合的に推進するために定めるものです。

また、特定空家等への対応方法等については、岐阜県「空家等対策に係る対応指針」及び「危険空家等対応マニュアル」と整合するものとします。

1-2 計画の期間

本計画の期間は、5年間とします。

なお、本計画は、継続して適正な進行管理を行うとともに、各種施策の実施による効果や社会状況の変化等により、必要に応じて見直しを図るものとします。

1-3 計画の対象地区と対象とする空家等の種類

1 計画の対象とする地区

本市の空家等の分布は、行政域全体に及んでいることから、本計画の対象地域は本市全域とします。

2 対象とする空家等の種類

本計画で対象とする空家等の種類は、空家等対策特措法第2条第1項に規定する空家等とします。

1-4 空家等対策立案までの考え方

空家等は、今後増加していくことが予想されます。現に存在する空家等についての対策に加え、新たな空家等の発生を抑制することが重要であるとの見地から、以下の手順で空家等対策を決定します。

まず、第2章で「空家等実態把握調査」の結果を基に、本市の空家等の分布を具体的に把握します。

第3章では、空家等がもたらす問題点と発生要因について整理し、第4章以降で講ずべき対策の方向性を示します。

1-5 空家等に関する対策に関する基本的な方針

1 所有者等による管理の原則

空家等の管理については、空家等対策特措法第3条に、「空家等の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。」と規定されているように、所有者又は管理者(以下、「所有者等」という。)が、自らの責任により適切に管理することが前提となります。財産を所有する者の権利と責任は、憲法及び民法に財産権や所有権として保障されており、空家等に起因する私人間のトラブルについても、当事者により解決を図ることが原則となります。

2 適切に管理されていない空家等に対する方針

空家等の所有者等が、経済的な事情等から、自らの空家等の管理を全うしていない場合も考えられます。そのような場合には、所有者等の第一義的な責任を前提としながら、個別の空家等の状況を把握することが可能な立場にある本市が、地域の実情に応じて、地域活性化の立場から所有者等に適切な管理を促すための措置を講ずることとします。

また、改善がなされず、周辺に対する悪影響の度合いが大きく、危険度等の切迫性が極めて高い場合は、必要に応じて本市が代執行を行うなど、空家等に関して総合的な対策を進めます。

3 空家等及び危険な空家等の発生抑制

第2章で詳述する「空家等実態把握調査」で明らかになったとおり、本市の空家等は市域全体に及んでいます。

このため、空家等を適切に管理することの重要性や、管理不全の空家等が周辺にもたらす諸問題及びそれに対処するために作成した本計画の内容について、空家等の所有者等に限らず、広く市民全体で共有します。また、固定資産税納税通知書の発送に併せて、空家等の管理の重要性や利活用等の相談窓口を案内するリーフレットの送付、登記手続の周知など空家等の増加抑制、危険な空家等の発生抑制に努めます。

4 適切に管理されている空家等に対する方針

適切に管理されている空家等については、本市が専門家の協力を得て空家等の有効活用を支援し、市外からの移住希望者に対する効果的な空家等の情報提供を行うなど、市場流通やリフォーム、転用などを促進します。

5 措置内容等の適正性の確保

空家等対策特措法により、市町村は周辺的生活環境の保全を図るために必要があると認

められるときは、特定空家等の所有者等に対し、適切な措置を講ずることができるとされています。一方、憲法及び民法で保障されている所有者等の権利に対する強い公権力の行使その他の行政による積極的な介入は、例外的かつ限定的なものでなくてはなりません。

以上のことから、実施する措置については、本計画において示す特定空家等に対する措置に関する基準を踏まえ、個々の事案ごとに、必要かつ合理的な措置の内容等を検討します。

用語の説明

◆「空家等」

建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む）をいいます。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除きます。

（空家等対策特措法 第2条第1項）

◆「特定空家等」

空家等対策特措法では、空家等のうち以下の状態のものをいいます。

- ① そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

（空家等対策特措法 第2条第2項）

第2章 空家等の調査に関する事項

本市では、海津市空家等対策計画の策定及び空家等に関する諸施策を実施するための基礎資料として空家等の現況を正確に把握するために、「空家等実態把握調査」を実施しました。

2-1 「空家等実態把握調査」による空家等の状況把握

1. 調査の概要

(1) 目的

空き家の実態を調査し、今後の適正管理、活用促進などの施策推進を進めるための基礎資料とすることを目的とした。

(2) 調査主体

海津市が実施する調査

(3) 調査方法

調査資料（固定資産・水道データ等）に基づく調査及び現地調査による調査

(4) 調査対象範囲

空家の調査範囲は、海津市全域とした。

(5) 調査対象建築物

調査対象の建物は、居宅、店舗、事務所等とした。なお、以下にあげる建物については、本調査の対象外とした。

- ・居住者（または管理者）がいる敷地内の建物
- ・マンション、アパート等の集合住宅で1室でも利用実態がある建物
- ・貸家・その他（空きテナント、倉庫、車庫、農林漁業用倉庫、ビニールハウス等）

(6) 現地調査での確認棟数

机上調査結果による現地調査棟数は726棟であり、そのうち488棟が空家候補として確認された。

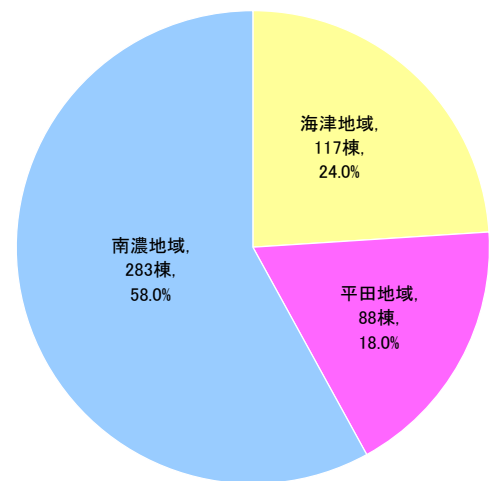
2. 空家調査結果

(1) 空家総数

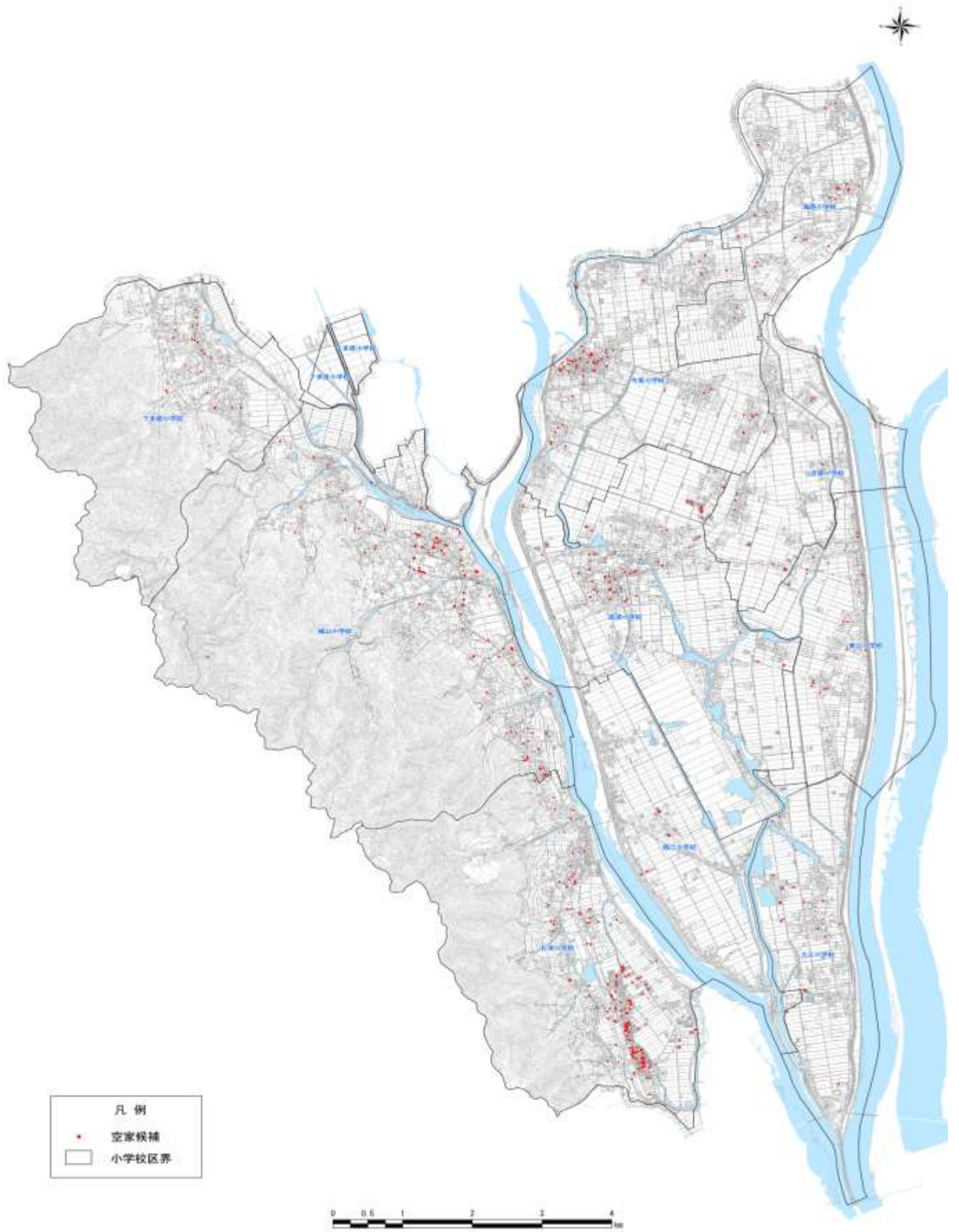
海津市の空家棟数は、市全体で488棟であった。地域別に見ると、南濃地域が283棟で市全体の半数以上を占め、その中でも石津小学校区が151棟と約3分の1を占めている。空家が多く見られる地区は、海津地域、平田地域および南濃地域の既存市街地のほか、南濃地域南部にある住宅団地に集中している。

表一 空家総数（地域・小学校区別）

地域名	学区名	棟数	比率 (%)
海津地域	吉里小学校	13	2.7
	高須小学校	56	11.5
	西江小学校	9	1.8
	大江小学校	19	3.9
	東江小学校	20	4.1
	計	117	24.0
平田地域	海西小学校	25	5.1
	今尾小学校	63	12.9
	計	88	18.0
南濃地域	下多度小学校	22	4.5
	城山小学校	110	22.5
	石津小学校	151	30.9
	計	283	58.0
	総計	488	100.0



図一 地域別空家総数



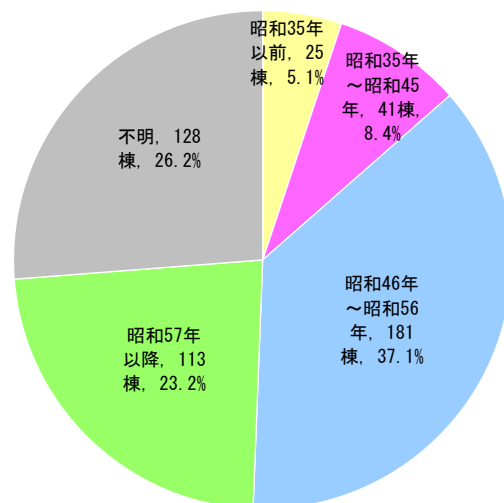
空家位置図

(2) 空家の状況

① 建築年代

建築年代別に見ると、市全体では「昭和46年～昭和56年」の建物が181棟、37.1%と最も多くなっている。また、「昭和56年以前」（新耐震基準以前）の建物は247棟、50.6%と半数以上となっている。

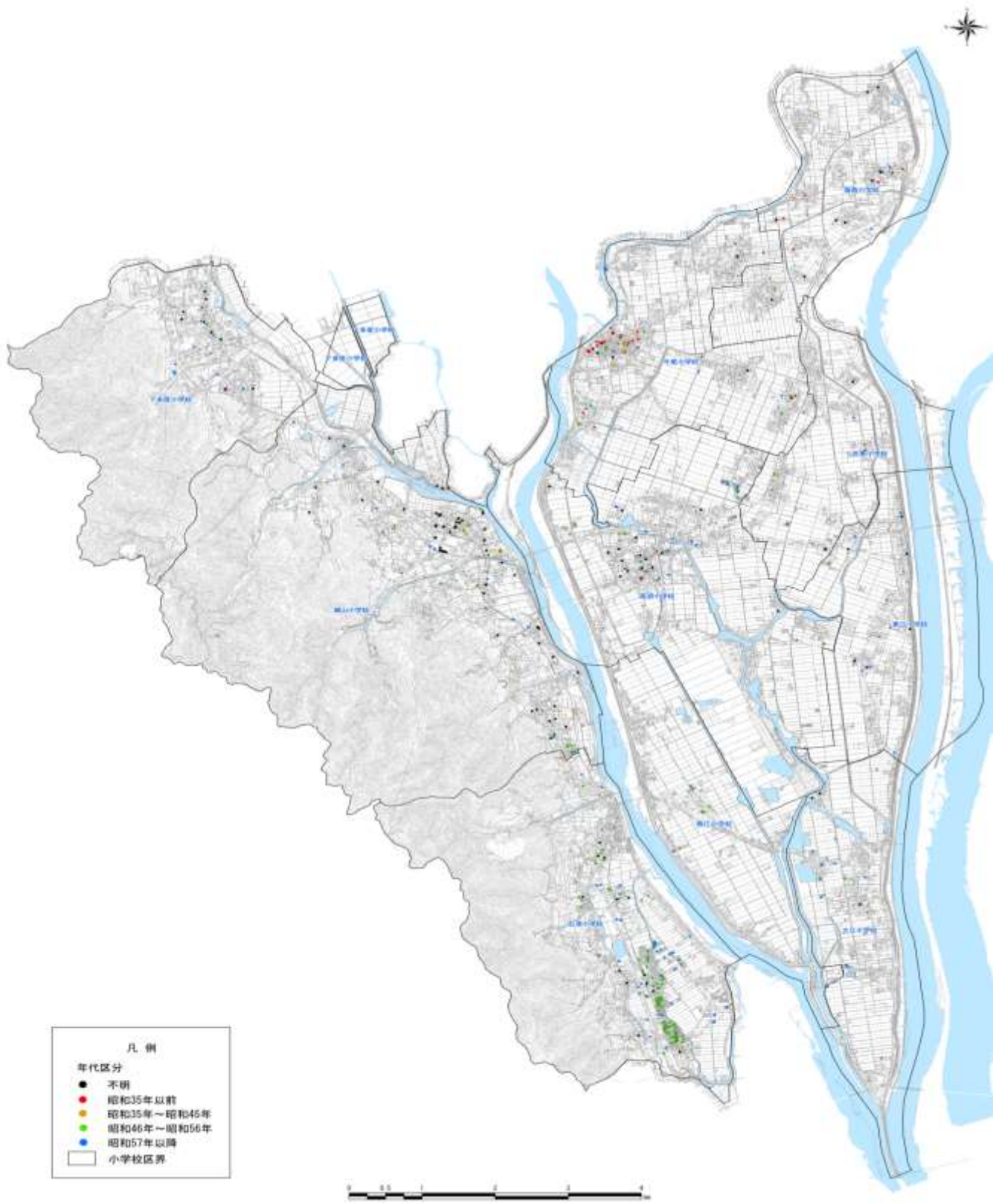
地域別に見ると、平田地域で「昭和35年以前」の古い建物が多く、逆に海津地域では、新耐震基準を満たしている「昭和57年以降の建物」が多くなっている。



図一 建築年代

表一 建築年代（地域・小学校区別）

地域名	学区名	昭和35年以前		昭和35年～昭和45年		昭和46年～昭和56年		昭和57年以降		不明		総計	
		棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)
海津地域	吉里小学校	0	0.0	2	15.4	6	46.2	2	15.4	3	23.1	13	100.0
	高須小学校	1	1.8	2	3.6	20	35.7	17	30.4	16	28.6	56	100.0
	西江小学校	0	0.0	0	0.0	7	77.8	2	22.2	0	0.0	9	100.0
	大江小学校	0	0.0	1	5.3	5	26.3	9	47.4	4	21.1	19	100.0
	東江小学校	0	0.0	2	10.0	4	20.0	8	40.0	6	30.0	20	100.0
	計	1	0.9	7	6.0	42	35.9	38	32.5	29	24.8	117	100.0
平田地域	海西小学校	6	24.0	4	16.0	3	12.0	3	12.0	9	36.0	25	100.0
	今尾小学校	18	28.6	9	14.3	14	22.2	14	22.2	8	12.7	63	100.0
	計	24	27.3	13	14.8	17	19.3	17	19.3	17	19.3	88	100.0
南濃地域	下多度小学校	0	0.0	1	4.5	2	9.1	10	45.5	9	40.9	22	100.0
	城山小学校	0	0.0	13	11.8	27	24.5	11	10.0	59	53.6	110	100.0
	石津小学校	0	0.0	7	4.6	93	61.6	37	24.5	14	9.3	151	100.0
	計	0	0.0	21	7.4	122	43.1	58	20.5	82	29.0	283	100.0
	総計	25	5.1	41	8.4	181	37.1	113	23.2	128	26.2	488	100.0

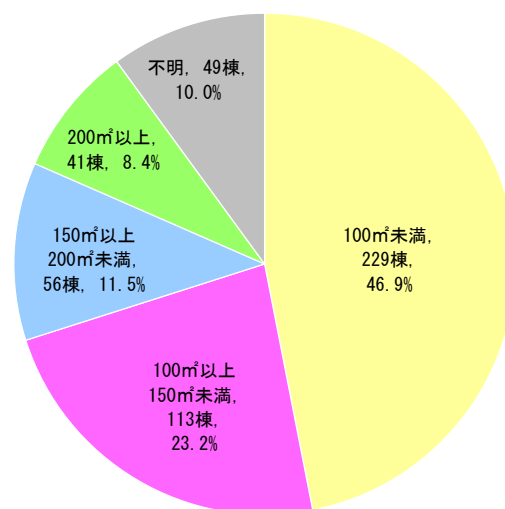


建築年代別空家位置図

② 建物規模（延床面積）

建物規模(延床面積)別に見ると、市全体では「100 m²未満」の小規模な建物が229棟、46.9%と最も多く、次いで「100 m²以上 150 m²未満」が113棟23.2%となっている。

地域別に見ると、どの地域も「100 m²未満」の小規模な建物が多くなっている。「200 m²以上」の大きな建物については、海津地域が他の地域に比べ少ない状況である。



図一 建物規模（建築面積）

表一 延床面積（地域・小学校区別）

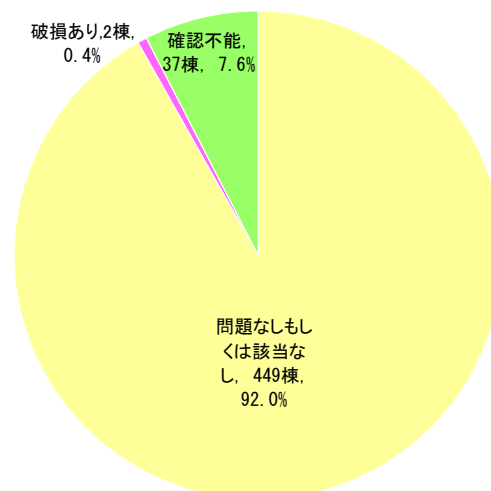
地域名	学区名	100 m ² 未満		100 m ² 以上 150 m ² 未満		150 m ² 以上 200 m ² 未満		200 m ² 以上		不明		総計	
		棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)
海津地域	吉里小学校	6	46.2	3	23.1	1	7.7	0	0.0	3	23.1	13	100.0
	高須小学校	32	57.1	15	26.8	3	5.4	3	5.4	3	5.4	56	100.0
	西江小学校	9	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	9	100.0
	大江小学校	3	15.8	11	57.9	1	5.3	3	15.8	1	5.3	19	100.0
	東江小学校	7	35.0	5	25.0	7	35.0	0	0.0	1	5.0	20	100.0
	計	57	48.7	34	29.1	12	10.3	6	5.1	8	6.8	117	100.0
平田地域	海西小学校	2	8.0	10	40.0	7	28.0	2	8.0	4	16.0	25	100.0
	今尾小学校	21	33.3	18	28.6	10	15.9	7	11.1	7	11.1	63	100.0
	計	23	26.1	28	31.8	17	19.3	9	10.2	11	12.5	88	100.0
南濃地域	下多度小学校	5	22.7	6	27.3	6	27.3	3	13.6	2	9.1	22	100.0
	城山小学校	45	40.9	14	12.7	13	11.8	17	15.5	21	19.1	110	100.0
	石津小学校	99	65.6	31	20.5	8	5.3	6	4.0	7	4.6	151	100.0
	計	149	52.7	51	18.0	27	9.5	26	9.2	30	10.6	283	100.0
	総計	229	46.9	113	23.2	56	11.5	41	8.4	49	10.0	488	100.0

(3) 敷地・付随する工作物の状況

① 門扉

門扉の状況は、「問題なしもしくは該当なし」が449棟、92.0%と大半を占め、「破損あり」はわずか2棟、0.4%であった。表一門扉

区分	棟数	比率
問題なしもしくは該当なし	449	92.0%
破損あり	2	0.4%
著しく破損、落下の恐れがある	0	0.0%
確認不能	37	7.6%
総計	488	100.0%



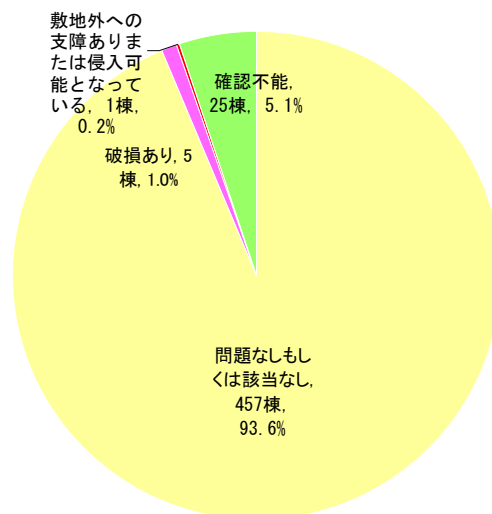
図一 門扉の状況

② フェンス・塀

フェンス・塀の状況は、「問題なしもしくは該当なし」が 457 棟、93.6%と大半を占め、「破損あり」はわずか5棟、1.0%であった。

表一フェンス・塀

区分	棟数	比率
問題なしもしくは該当なし	457	93.6%
破損あり	5	1.0%
敷地外への支障ありまたは侵入可能となっている	1	0.2%
確認不能	25	5.1%
総計	488	100.0%



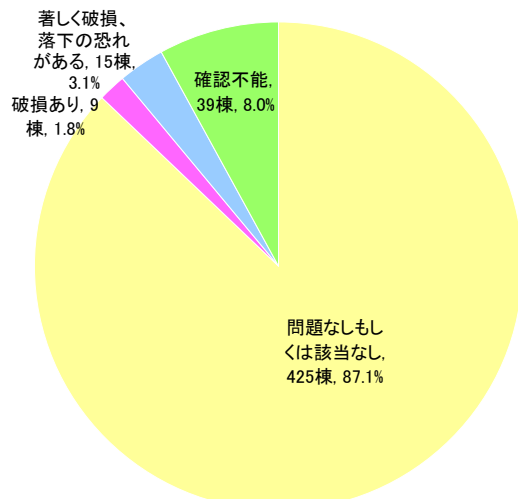
図一フェンス・塀の状況

③ 看板・アンテナ

看板・アンテナの状況は、「問題なしもしくは該当なし」が 425 棟、87.1%と大半を占めているが、「破損あり」「著しく破損、落下の恐れがある」が合わせて 24 棟、4.9%であった。

表一看板・アンテナ

区分	棟数	比率
問題なしもしくは該当なし	425	87.1%
破損あり	9	1.8%
著しく破損、落下の恐れがある	15	3.1%
確認不能	39	8.0%
総計	488	100.0%



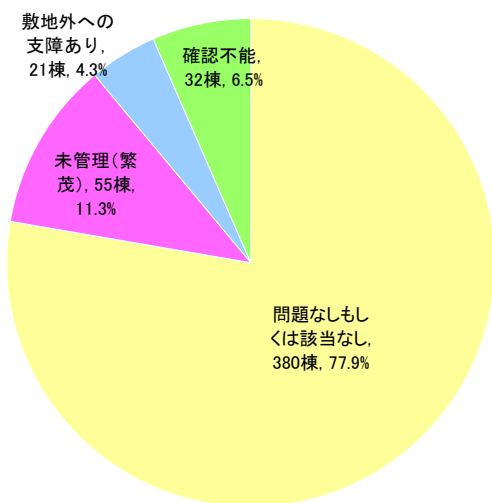
図一看板・アンテナの状況

④ 庭木

庭木の状況は、「問題なしもしくは該当なし」が 380 棟、77.9%と最も多くを占め、「未管理（繁茂）」は 55 棟、11.3%、「敷地外への支障あり」は 21 棟、4.3%であった。

表一庭木

区分	棟数	比率
問題なしもしくは該当なし	380	77.9%
未管理（繁茂）	55	11.3%
敷地外への支障あり	21	4.3%
確認不能	32	6.5%
総計	488	100.0%



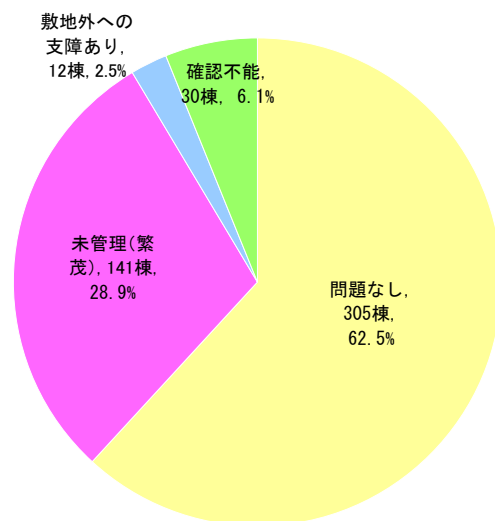
図一庭木の状況

⑤ 雑草

雑草の状況は、「問題なし」が305棟、62.5%であるが、「未管理（繁茂）」「敷地外への支障あり」が合わせて153棟、31.4%で約3分の1が管理されていなかった。

表一雑草

区分	棟数	比率
問題なし	305	62.5%
未管理（繁茂）	141	28.9%
敷地外への支障あり	12	2.5%
確認不能	30	6.1%
総計	488	100.0%



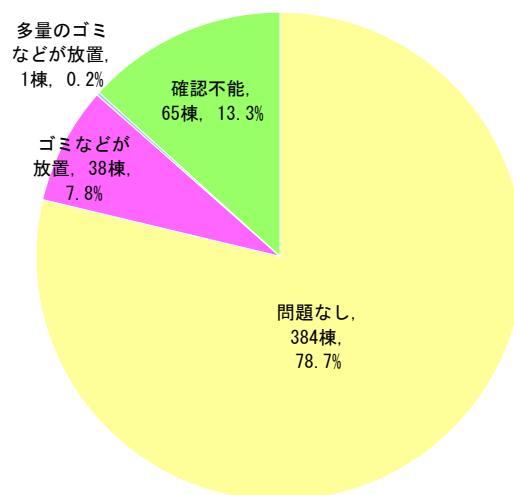
図一雑草の状況

⑥ ゴミ、雑品

ゴミ、雑品の状況は、「問題なし」が384棟、78.7%と大半を占めているが、「ゴミなどが放置」も38棟、7.8%であった。

表一ゴミ、雑品

区分	棟数	比率
問題なし	384	78.7%
ゴミなどが放置	38	7.8%
多量のゴミなどが放置	1	0.2%
確認不能	65	13.3%
総計	488	100.0%



図一ゴミ、雑品の状況

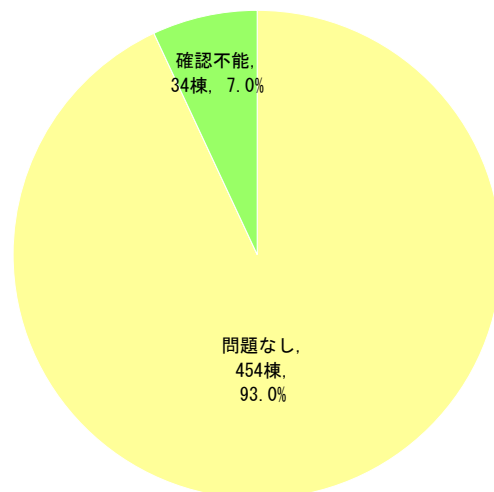
(4) 衛生の状況

① 異臭

異臭の状況については、「問題なし」が454棟、93.0%と大半を占め、「異臭がする」は該当がなかった。

表一異臭

区分	棟数	比率
問題なし	454	93.0%
異臭がする	0	0.0%
確認不能	34	7.0%
総計	488	100.0%



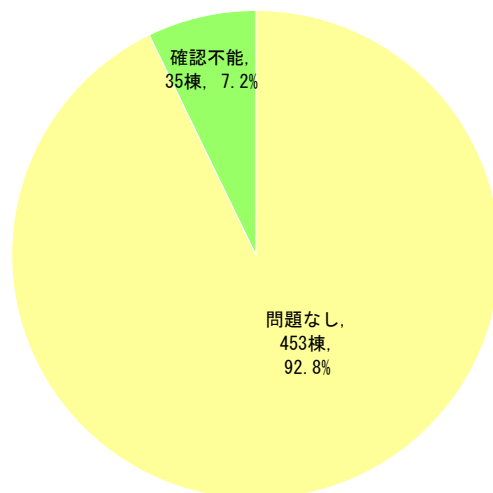
図一衛生の状況

② 害虫、害獣

害虫、害獣の状況は、「問題なし」が453棟、92.8%と大半を占め、「害虫等を確認」「多数の害虫、もしくは害獣を確認」は該当がなかった。

表一害虫、害獣

区分	棟数	比率
問題なし	453	92.8%
害虫等を確認	0	0.0%
多数の害虫、もしくは害獣を確認	0	0.0%
確認不能	35	7.2%
総計	488	100.0%



図一害虫、害獣の状況

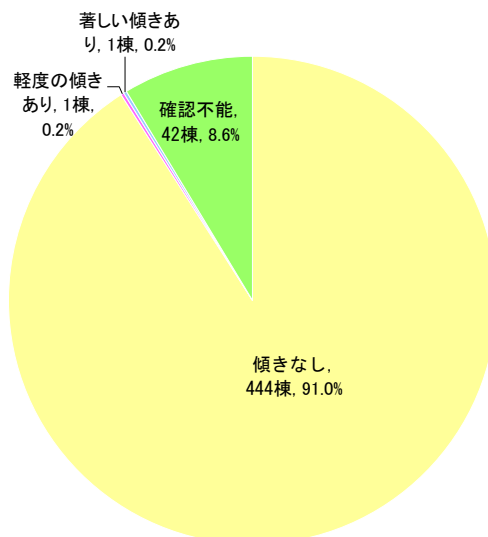
(5) 危険度

① 傾斜

建物の傾斜の状況は、「傾きなし」が444棟、91.0%と大半を占め、「軽度の傾きあり」「著しい傾きあり」は、合わせてもわずか2棟、0.4%であった。

表一傾斜

区分	棟数	比率
傾きなし	444	91.0%
軽度の傾きあり	1	0.2%
著しい傾きあり	1	0.2%
確認不能	42	8.6%
総計	488	100.0%



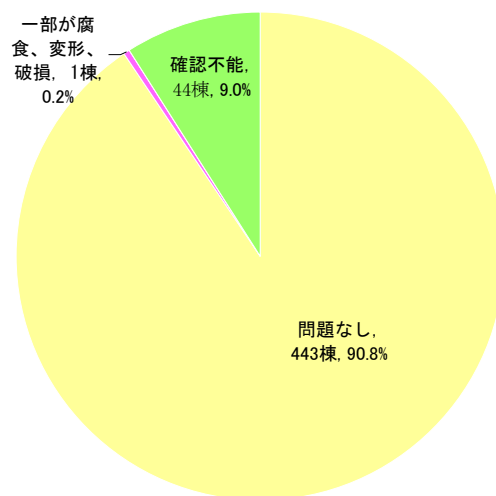
図一傾斜の状況

② 基礎、土台

基礎、土台の状況は、「問題なし」が443棟、90.8%と大半を占め、「一部が腐食、変形、破損」はわずか1棟、0.2%、また、「全体的に著しく腐食、変形、破損」はなかった。

表一基礎、土台

区分	棟数	比率
問題なし	443	90.8%
一部が腐食、変形、破損	1	0.2%
全体的に著しく腐食、変形、破損	0	0.0%
確認不能	44	9.0%
総計	488	100.0%



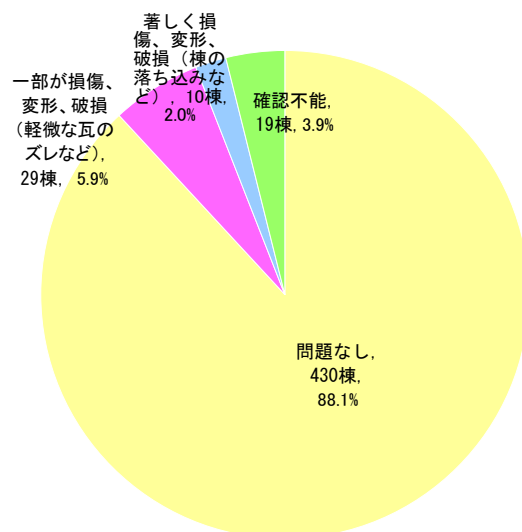
図一基礎、土台の状況

③ 屋根

屋根の状況は、「問題なし」が430棟、88.1%と大半を占めているが、「一部が損傷、変形、破損」「著しく損傷、変形、破損」が合わせて39棟、7.9%であった。

表一屋根

区分	棟数	比率
問題なし	430	88.1%
一部が損傷、変形、破損（軽微な瓦のズレなど）	29	5.9%
著しく損傷、変形、破損（棟の落ち込みなど）	10	2.0%
確認不能	19	3.9%
総計	488	100.0%



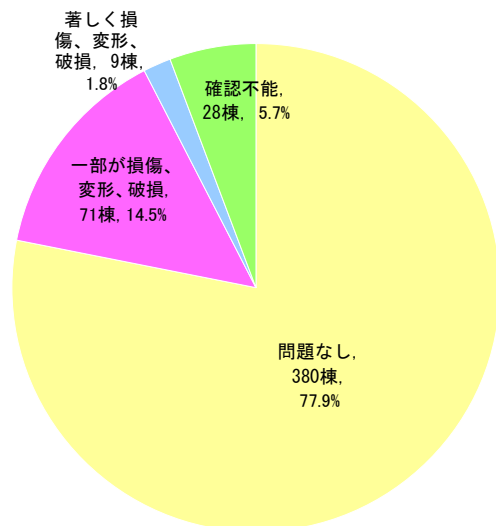
図一屋根の状況

④ ひさし、軒

ひさし、軒の状況は、「問題なし」が380棟、77.9%と大半を占めているが、「一部が損傷、変形、破損」「著しく損傷、変形、破損」が合わせて80棟、16.3%であった。

表一ひさし、軒

区分	棟数	比率
問題なし	380	77.9%
一部が損傷、変形、破損	71	14.5%
著しく損傷、変形、破損	9	1.8%
確認不能	28	5.7%
総計	488	100.0%



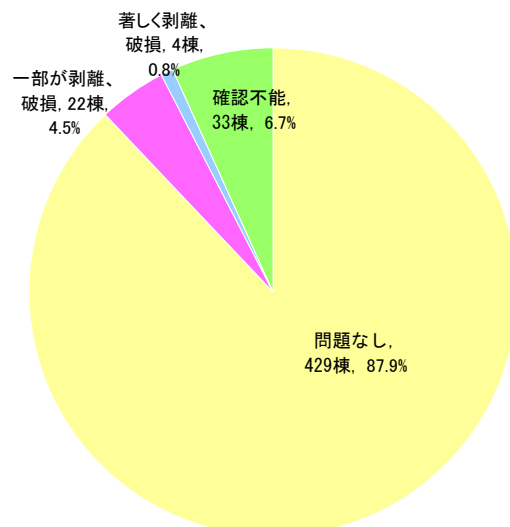
図一ひさし、軒の状況

⑤ 外壁

外壁の状況は、「問題なし」が429棟、87.9%と大半を占め、「一部が剥離、破損」は22棟、4.5%、「著しく剥離、破損」は4棟、0.8%であった。

表一外壁

区分	棟数	比率
問題なし	429	87.9%
一部が剥離、破損	22	4.5%
著しく剥離、破損	4	0.8%
確認不能	33	6.7%
総計	488	100.0%



図一外壁の状況

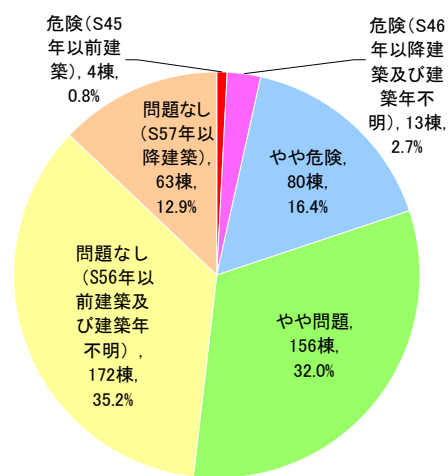
(6) 空家タイプ別の集計

空家については、「危険など緊急性の高い空家等」や「有効活用が期待される空家等」などがあり、調査結果について下記の分類に区分し、分布状況を把握した。

表－空家タイプ

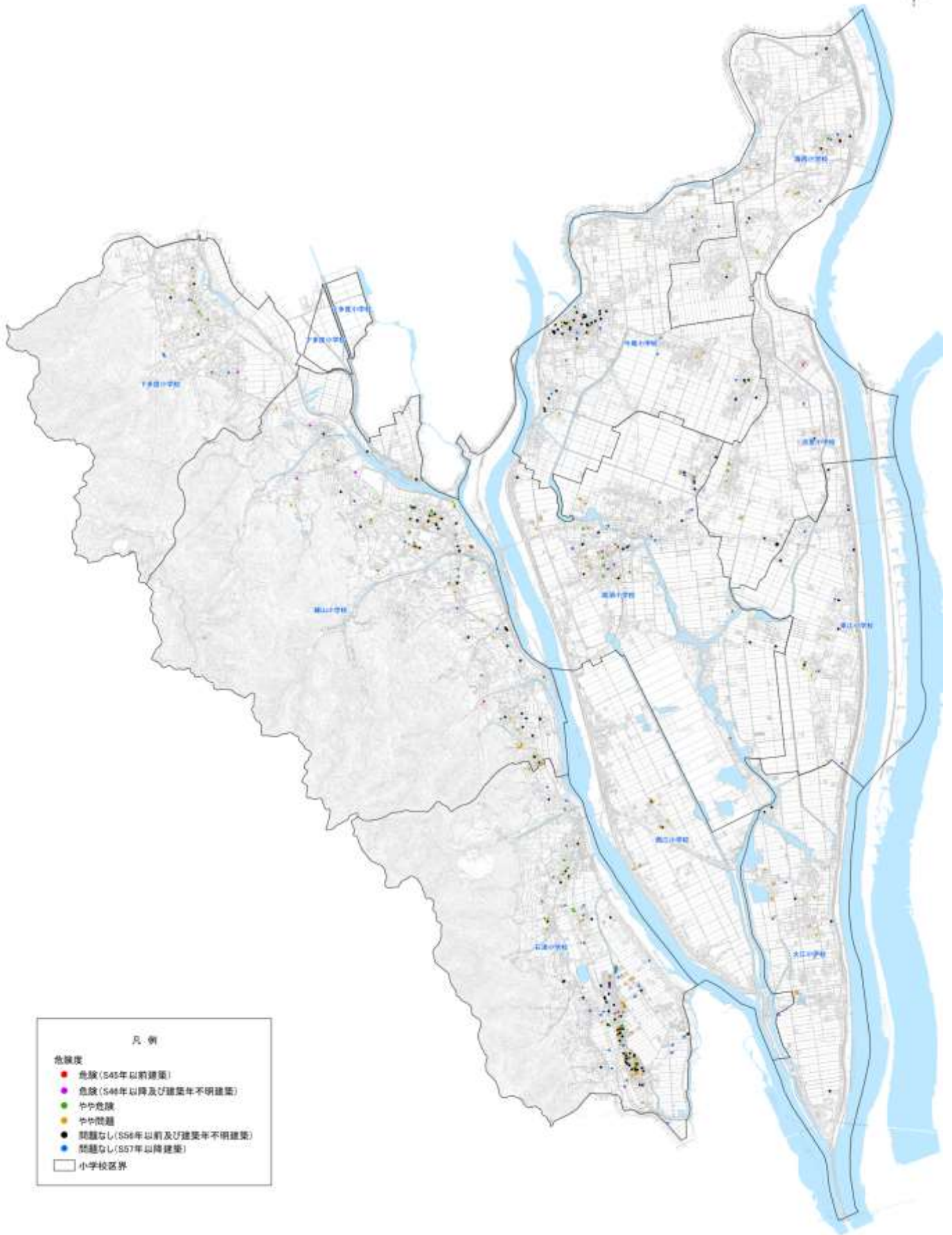
危険	S45 年以前建築	1	危険度の①傾斜、②基礎・土台、③屋根、④庇・軒・雨樋、⑤外壁の項目の中で、どれか1つでも「著しく傾き、腐食、損傷、変形、破損」に該当する場合	対策の 必要性 ↑ ↓ 有効 効用
	S46 年以降建築 及び建築年不明	2		
やや危険		3	危険度の①傾斜、②基礎・土台、③屋根、④庇・軒・雨樋、⑤外壁の項目の中で、どれか1つでも「一部が傾き、腐食、損傷、変形、破損」に該当する場合	
やや問題		4	建物の危険度には問題ないが、門扉、フェンス、塀、看板・アンテナの破損や庭木、雑草など未管理、ゴミ・雑品などの放置などが見られる場合	
問題なし	S56 年以前建築 及び建築年不明	5	建物、敷地・付随する工作物とも問題がない建物	
	S57 年以降建築	6		

空家についてタイプ別に見ると、「危険」と区分された建物は市全体で 17 棟、3.5%確認された。「危険」のうち、昭和 45 年以前に建築された古い建物が 4 棟立地している。そのほか、「やや危険」は 80 棟、16.4%で、「危険」と「やや危険」をあわせると、空家の約 20%が建物に何らかの損傷等が見られる。一方、「問題なし」は 235 棟、48.1%、うち昭和 57 年以降の新耐震基準を満たした建物は 63 棟あり、有効活用が望まれる。



表一 建物の危険度

		危険				やや危険		やや問題		問題なし				総計	
		S45年以前 建築		S46年以降及 び建築年不明 建築						S56年以前及 び建築年不明 建築		S57年以降 建築			
		棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)	棟数	比率 (%)		
海津地域	吉里小学校	0	0.0	1	7.7	2	15.4	4	30.8	5	38.5	1	7.7	13	100.0
	高須小学校	1	1.8	3	5.4	11	19.6	19	33.9	14	25.0	8	14.3	56	100.0
	西江小学校	0	0.0	0	0.0	2	22.2	5	55.6	2	22.2	0	0.0	9	100.0
	大江小学校	0	0.0	0	0.0	0	0.0	10	52.6	6	31.6	3	15.8	19	100.0
	東江小学校	0	0.0	0	0.0	1	5.0	7	35.0	7	35.0	5	25.0	20	100.0
	計	1	0.9	4	3.4	16	13.7	45	38.5	34	29.1	17	14.5	117	100.0
平田地域	海西小学校	1	4.0	0	0.0	6	24.0	9	36.0	6	24.0	3	12.0	25	100.0
	今尾小学校	0	0.0	0	0.0	6	9.5	13	20.6	34	54.0	10	15.9	63	100.0
	計	1	1.1	0	0.0	12	13.6	22	25.0	40	45.5	13	14.8	88	100.0
南濃地域	下多度小学校	0	0.0	1	4.5	4	18.2	9	40.9	3	13.6	5	22.7	22	100.0
	城山小学校	2	1.8	4	3.6	26	23.6	36	32.7	37	33.6	5	4.5	110	100.0
	石津小学校	0	0.0	4	2.6	22	14.6	44	29.1	58	38.4	23	15.2	151	100.0
	計	2	0.7	9	3.2	52	18.4	89	31.4	98	34.6	33	11.7	283	100.0
総計		4	0.8	13	2.7	80	16.4	156	32.0	172	35.2	63	12.9	488	100.0



空家危険度分布図

第3章 空家等をもたらす問題と発生要因

3-1 空家等をもたらす問題

1 直接的な外部不経済と間接的な外部不経済

空家等の存在は、空家等の近隣住民及び地域全体に様々なかたちで問題をもたらします。空家等をもたらす外部不経済（周囲への悪影響、第三者に与える損害や迷惑）には、外壁等の剥離など近隣住民や付近を通行する人などに及ぶ直接的なもの、地域の活力や魅力の低下、地域経済への悪影響や地方財政の負担などを引き起こす社会問題要因としての間接的・二次的なものがあります。

(1) 空家等をもたらす直接的な外部不経済

① 保安上の危険

空家等が放置されて構造的に劣化すると、主要構造の腐食等により、全体が傾いたり、屋根や外壁等の一部が剥離・飛散したりするなど、隣家や通行人等へ危害を及ぼす。

② 衛生・生活環境上の危険

ごみ等の放置や不法投棄、害獣・害虫の発生等により、衛生上の問題が発生する。また、浄化槽の破損・汚水の流出、動物の生息、悪臭、樹枝の越境などにより生活環境上の問題を引き起こす。

③ 景観上の問題

老朽化の進行、落書き、雑草等が繁茂した空家等は、周囲の景観を破壊する。

④ 防犯上の問題

管理されていない空家等に不審者が住み着いたり、放火による不審火等の懸念が発生したりするばかりでなく、犯罪の温床となる可能性もある。

(2) 空家等をもたらす間接的・二次的な外部不経済

① 地域活力の低下

空家等が一定の割合で増加すると、地域コミュニティが希薄化することがあり、自治会活動に支障が生じたり、周辺の整備や管理に支障が生じる可能性がある。特に商店街等においては、いわゆる「シャッター通り」化し、街の魅力が低下していく。

② 地価・経済活動の低下

空家等が常態化した地域では、土地や家屋の流通が停滞することで、地価の低下を招き、さらに不動産の非流動化を促進してしまうといった、経済活動の低下等につながる悪循環を招く可能性がある。

3-2 空家等の発生要因

空家等の発生要因は、建物所有者、地域コミュニティ、市場、法的制約等に起因する一般的要因があります。

実際に空家等が発生し、長期間にわたり空家状態となるのは、その建物ごとに上記の要因が様々な形で複合するためと考えられます。

なお、この章に記載した「空家等の発生要因」は、国土交通省「個人住宅の賃貸流通の促進に関する検討会」の最終報告書（平成26年3月）の記述を参考としています。

1 建物所有者、地域、市場、法的制約等に起因する一般的要因

(1) 所有者側の要因

① 高齢単身化及び核家族化の進行

ひとり暮らしの高齢者等が死亡や転居により空家等となった場合や、高齢者夫婦・親子だけの世帯員のうち一人が亡くなって、残された世帯員が家族に引き取られた場合等に、住宅の引継ぎ手がない。

② 相続による住宅の取得

相続により空家等の住宅の所有者となったため、家や地域に愛着がなく、関心を持っていない。所有者が遠隔地に居住している場合は、特に管理者としての意識が低い。

③ 活用や除却の意向がない

所有者としての自覚はあっても、自らは特に困っていない。管理が面倒である。将来使うかもしれない。

④ 他人に貸すことへの抵抗

仏壇などがある、家を守り継ごうという意識が強く、先祖からの土地・建物を手放せない。他人に貸すことへの不安が強い。

⑤ 改修・除却費用の負担

除却・改修費用を捻出できない。老朽化が著しく、改修費用が高額になる。

⑥ 所有者の特定不能、当事者間での問題

所有者の連絡先が分からない。所有者が死亡又は行方不明。相続放棄されている。権利関係が複雑で相続者が多い。

⑦ 相談者の不在

ひとり暮らしの高齢者が、亡くなる前に相続相談をする意識が低い。相談先が分からない。

(2) 地域コミュニティ側の要因

① 空家問題に対する無関心

自分が空家等を所有していない。空家等から直接的な脅威を受けていないので、差

し迫った問題として認識していない。

② 所有者への働きかけが困難

所有者の連絡先が分からない。近所付き合いの面からトラブルにしたくない。個人情報取り扱いが難しい。

③ 情報・知識不足

地域としての対応方法が分からない。法的にどこまでやっていいか分からない。利活用可能な建物でも対応方法が分からない。農地付き住宅など、法制面で対応が困難。

(3) 市場面の要因

① 需給バランスの不均衡

売却する際の売却希望価格と市場価格との不均衡により商取引として成立しない。立地環境、間取り、設備面等でのアンマッチがあるケースが多い。

② 中古住宅市場の未成熟

中古住宅の持つ住宅性能が見えにくいという特徴により、市場が拡大しない。リフォームコストの高騰により中古住宅販売のハードルが高い。情報が不足し、どこにどのような需要があるか分からない。

(4) 法制面の要因

① 建築基準法、農地法上の再建築・土地利用制限

建築基準法（接道要件等）で既存不適格であった建物を解体して更地とした土地を購入した第三者による再建築が難しい。

農地法上の建築制限・土地利用制限等があり、住宅等を除却すると土地の価値が担保されない場合がある。

② 固定資産税の負担増

空家等の除却により、固定資産税の住宅用地特例の適用がなくなり、税負担が増える。

第4章 所有者等による空家等の適切な管理の促進

空家等対策特措法第3条において、空家等の所有者等は、「周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。」と規定されているように、空家等の適切な管理は、第一義的には所有者等の責任において行われるべきものです。民法上においても、隣家や第三者が空家等を原因として被害にあった場合は、所有者等が賠償責任を負うこととなっており、所有者等に管理する義務があります。

しかしながら、空家等に関する問題は、多種多様であるため、所有者等が適切な管理を行うに当たって、どこにどのように相談すればよいのか、分からないといったことも考えられます。

そこで、本市では空家等に対する総合相談窓口を設けるとともに、岐阜県住宅供給公社に設置されている相談窓口「空き家・すまい総合相談室」と連携し、販売・賃貸、適正管理、解体など幅広いニーズに対応する相談体制を整備します。

＜海津市総合相談窓口＞

海津市建設水道部住宅都市計画課内

□TEL：0584-53-3485

□相談時間：毎週月～金 8:30～17:15（祝休日除く）

＜空き家・すまい総合相談室＞

岐阜県住宅供給公社内

□TEL：0584-81-8511

□相談時間：毎週火曜日・金曜日 13:00～16:00 要予約

第5章 空家等及び除却した空家等の敷地の活用の促進

市町村は、空家等対策特措法第12条により、所有者等による空家等の適切な管理の促進について、必要な援助を行うよう努めるとともに、第13条において、空家等及び空家等の跡地の活用等に必要な対策を講ずるよう努める必要があるとされています。

5-1 空家等の流通の促進

本市に存在する空家等の中には、現状のまま、あるいは多少の改修等を行うことで使用できるものも存在します。そうした空家等への居住者は、その空家等の所有者や相続者等に限りられていません。

空家等対策の観点からは、管理不全な空家等の解消だけでなく、再利用可能な空家等の流通化を促し、活用や建替えを含めた流通を促進することが必要となります。

1 民間事業者、NPO等との連携

空家等の売買・賃貸等は、民間の不動産事業者や宅地建物取引業者による仲介によって行われています。また、岐阜県では、空家等に関する総合的なコンサルティングを専門とするNPO法人等も活動を行っています。

空家等の流通に関しては、行政とこれら民間事業者と空家等に係わるNPO法人等との連携体制を構築することで、空家等の流通促進を図ります。

2 住みかえ支援制度の利用推進

一般社団法人移住・住みかえ支援機構（J T I）では、一定の条件の下、個人の住宅を借上げて転貸し、賃料収入を保証する「マイホーム借上げ制度」を運営しています。

本市は、市民に対し、空家等の賃貸及び年齢や家族構成の変化に伴う住替えの際に利用可能な制度の一つとして、「マイホーム借上げ制度」の周知を図り、利用を促進します。

5-2 除却した空家等の敷地の活用

本市は地域住民に及ぼす危険性が高いと判断される地域に存在する特定空家等については、所有者又は第三者によりこれを除却し、除却によって生じた敷地が地域の防災性の向上や地域活性化に寄与するスペース等に限り所有者等の承諾を得た上で活用します。

1 空き家再生等推進事業（除却事業タイプ）の活用

国による空き家再生等推進事業(除却事業タイプ)は、居住環境の整備改善を図るため、不良住宅及び空家等の除却を行うことを目的として設けられた事業です。

この事業は、空家等対策計画に基づいて除却が行われる場合に限り、除却費用及び除却を行う者に対し、除却工事等に要する経費について補助する費用が補助対象とされます。

なお、空家等所有者が自発的に除却を行う場合にも補助の対象となるため、対象地域の空家等所有者への周知を図ります。

2 空家等の除却が困難な地域における対策

除却しようとする空家等が道路から奥まった場所に存在したり、敷地の接道状況が悪く、除却のための重機や車両の使用が困難な場合があります。このような場合は一般に除却費用が割高になるため、地元の解体業者や廃棄物処理業者等の意見を参考に、悪条件下での空家等の除却対策を講じます。

3 空家が所在する土地の境界の明確化

隣地所有者との土地の境界紛争を未然に防止するとともに、跡地の利活用の推進を図る観点から、空家を取り壊し更地にする際には事前に空家が所在する土地の境界を明確にするよう周知します。

第6章 特定空家等に対する措置その他の対処

特定空家等に該当する建築物等は、適切な管理が行われておらず、結果として地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼします。本市は、市民の生命、身体又は財産を保護するとともに、生活環境の保全を図るために、必要な措置を講ずるものとします。

6-1 実施方針

「空家実態把握調査」により、空家等の分布が本市全域にわたることが確認されたところですが、まずは、特定空家等について、空家等対策特措法第9条第2項に基づく立入調査を行ったうえで、空家等対策特措法第14条に基づく措置を検討することとします。

これらの措置は、いずれも特定空家等の所有者等にとって強い公権力の行使を伴う行為であることに留意する必要があります。特に行政代執行又は略式代執行は、長期間の事務対応と税負担という公益性・公平性に関する問題があること、解体費用を回収できない可能性が高いこと、所有者等の責務たる財産の管理責任の放棄を助長するおそれがあること等を考慮し、個別の事案に応じて、それ以外の手段が無く、真にやむを得ない場合に限り実施することを原則とします。

6-2 特定空家等の認定

空家等のうち、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、又はその他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められるものを、特定空家等と認定します。その際の判断は一律のものではなく、当該空家等の立地環境等の地域特性や地域の実情に応じ、悪影響の程度や切迫性を考慮して、個別に判断します。

特定空家等の認定に当たっては、「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）（平成27年5月26日付け国住備第62号・総行地第76号。以下、「ガイドライン」という。）の別紙1から別紙4をもとに、ガイドライン第3章2.(1)の手続により空家等対策特措法第9条第2項に基づく立入調査を行います。この調査により、特定空家等に認定される可能性が見出されたものについて、海津市空家等対策協議会の意見を踏まえて、本市が認定します。

6-3 特定空家等に対する措置

特定空家等に対する空家等対策特措法第14条に規定する助言又は指導、勧告、命令、行政代執行の措置の程度については、所有者等による措置状況を見定めながら個別に判断します。措置を講ずるに当たっては、事前に特定空家等の所有者等に連絡を取り、その危険性等の現状を詳しく伝えるとともに、改善方策や所有者等の主張等を十分に把握するなど、所有者等の手による解決を最大限目指すこととします。

また、措置の内容については、周辺的生活環境の保全を図るという規制目的を達成するために、必要かつ合理的な範囲で設定するものとします。

1 助言又は指導及び勧告

本市は、認定された特定空家等について、適切な管理が必要と判断した場合は、空家等対策協議会の意見を踏まえ、ガイドライン第3章3.に記載する手続により、その所有者等に対し空家等対策特措法第14条第1項に基づく助言又は指導を速やかに行うものとします。

助言又は指導を行った特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、ガイドライン第3章4.に記載する手続により、その所有者等に対し空家等対策特措法第14条第2項に基づく勧告を行うものとします。

なお、勧告の対象となる特定空家等の用途が住宅である場合、その敷地については地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2に基づき、住宅用地に対する固定資産税の特例が適用されないこととなることから、現地での調査等を含め、税務部署との情報共有を徹底します。

2 命令及び行政代執行

勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合には、空家等対策協議会の意見を踏まえ、その者に対し、ガイドライン第3章5.に記載する手続により、空家等対策特措法第14条第3項に基づく命令を行うものとし、違反した場合は、ガイドライン第3章5.に記載する手続により、空家等対策特措法第16条第1項に基づき50万円以下の過料処分を行うものとします。

また、命令を受けた者が、その措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても命令の期限までに完了する見込みがないときは、ガイドライン第3章6.に記載する手続により、空家等対策特措法第14条第9項に基づく代執行を行うものとします。

3 略式代執行

空家等対策特措法第14条第3項に基づく措置を命ぜられるべき者を確知することがで

きないときは、ガイドライン第3章7.に記載する手続により、空家等対策特措法第14条第10項に基づく略式代執行を行うものとします。

6-4 空家等対策特措法の適用外建築物に対する措置

居住その他の使用がなされている建築物については、空家等対策特措法による措置を講ずることはできません。しかし、現に使用されている建築物が、老朽化が著しく倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態であったり、ごみの散乱や雑草の繁茂など周辺的生活環境に悪影響を及ぼしているケースが問題となっています。このような案件に対しては、当該建築物の所有者等に適切な管理を求めつつ、その他の法令に基づき、必要な措置を講ずることとします。

第7章 住民等からの空家等に関する相談への対応

7-1 空家等に関する問合せ

本市内の管理不全な空家等に関する問い合わせや通報に関する問い合わせは、市役所建設水道部住宅都市計画課を窓口として受付を行います。

一方、空家等の所有者からの適正管理や活用（販売・賃貸）もしくは解体などに係るさまざまな相談に対応できる窓口として、「空き家・すまい総合相談室」を岐阜県住宅供給公社内に設けています。また、その他の専門家団体等との連携も検討します。



7-2 空家等を有効的に活用できる補助・助成事業

建築物の耐震関連補助事業

昭和56年5月31日以前に着工された建築物について、耐震化を促進するため、下記の

①～③の補助事業を行っています。（市役所窓口：建設水道部住宅都市計画課）

- ① 木造住宅耐震診断事業
- ② 木造住宅耐震補強工事補助事業
- ③ 建築物耐震診断補助事業

第8章 空家等に関する対策の実施体制

8-1 空家等対策に関する関連部署の役割と連携体制

空家等の問題となる要因は様々であり、その要因に応じた専門の部署が対応することとなります。

特定空家等について、対策が多岐にわたり複数の専門部署が対応する場合は、関連部署で情報共有して連携を図るとともに、措置に係る事務を円滑・迅速に進める必要があるため、全体の状況を把握しながら関連部署の総合窓口となる部署が必要です。

総合窓口は住宅都市計画課内に設置し、空家等に関する問題、地域住民からの特定空家等に関する相談や通報について、市民等から情報を受けたのち、必要に応じて対応を行う関連部署に連絡します。また、空家等の活用や適切な管理について関連部署と連携して、空家等に関する情報交換に努めます。

8-2 特定空家等対策に関する情報

特定空家等の措置及び履歴などの情報を継続的に把握するために、とりまとめを行う部署においてデータベースを作成するなど、関連部署が情報を共有し迅速で統一的な対応を行うための仕組みが必要です。

また、勧告が行われた場合、当該特定空家等に係る土地については、固定資産税のいわゆる住宅用地特例の対象から除外されるため、税務部署に特定空家等への勧告及び勧告解除などの最新情報を提供します。データベースの管理に際しては個人情報の取り扱いに細心の注意を払います。

8-3 空家等対策協議会との連携

空家等に関する問題解決のためには、地域の特性や課題に通じている地域住民の意見や、各方面の専門家の知見も必要となることから、庁外の専門家を含めて構成される「海津市空家等対策協議会」と連携をとりながら空家等対策を進めていきます。

第9章 その他空家等に関する対策

9-1 海津市空き家等の適正管理に関する条例の制定

空家等対策を総合的に推進するためには、空家等対策特措法及び既存の各法令に加え、それらを補完し、行政の支援が必要な課題に対して幅広く対応するための仕組みが必要です。

このため、空家等の適正管理や空家等を除却した跡地の活用などに関するより効果的・具体的な対策内容について検討を行い、それらの行政手続きを明確化した条例を制定に向けた取り組みを進めます。

9-2 空家等の流動性の確保

空家等を市場流通の場において売却や賃貸等を行おうとする場合、不動産業者等による流通に乗せられない案件や、所有者の事情により一般的な流通での処分が難しい案件も出てきます。このような案件の受け皿として、例えば空家バンクのような制度を創設するなど、流動性の確保を目指します。

9-3 協働による総合的・効果的な対策の推進

空家等の問題の要因は多岐にわたることから、課題解決のためには、建築、不動産、法務、公衆衛生、防犯などさまざまな専門分野の知識や情報が必要です。そこで、それぞれの役割分担を明確にした上で、連携体制を構築します。

専門家などの民間のノウハウや経験の積極的な活用を図ることにより、協働で総合的・効果的な対策を推進します。

9-4 今後の取り組み等に関して必要な事項

国、県に対して、空家等対策推進のための支援制度の拡充などを働きかけます。また、計画に基づいて空家等対策を実施するなかで必要が生じた場合は、国への法令や制度の改正要望などを行います。

[別紙1] 「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」

であるか否かの判断に際して参考となる基準

「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」であることを判断する際は、以下の1. (1) 若しくは(2) 又は2. に掲げる状態(将来そのような状態になることが予見される場合を含む。)に該当するか否かにより判断する。以下に列挙したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判断していく必要がある。

1. 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある。

(1) 建築物が倒壊等するおそれのある。

以下のイ又はロに掲げる事項に該当するか否かにより判断する。イ又はロに列挙したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判断していく必要がある。

イ 建築物の著しい傾斜

部材の破損や不同沈下等の状況により建築物に著しい傾斜が見られるかなどを基に総合的に判断する。	
調査項目の例	・基礎に不同沈下がある。 ・柱が傾斜している。
【参考となる考え方】 下げ振り等を用いて建築物を調査できる状況にある場合、1/20 超の傾斜が認められる場合(平屋以外の建築物で、2階以上の階のみが傾斜している場合も、同様の数値で取り扱うことも考えられる。) ※「被災建築物応急危険度判定マニュアル」財団法人日本建築防災協会／全国被災建築物応急危険度判定協議会	

ロ 建築物の構造耐力上主要な部分の損傷等

(イ) 基礎及び土台	
基礎に大きな亀裂、多数のひび割れ、変形又は破損が発生しているか否か、腐食又は蟻害によって土台に大きな断面欠損が発生しているか否か、基礎と土台に大きなずれが発生しているか否かなどを総合的に判断する。	
調査項目の例	・基礎が破損又は変形している。 ・土台が腐朽又は破損している。 ・基礎と土台にずれが発生している。

<p>【参考となる考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎のひび割れが著しく、土台に大きなずれが生じ、上部構造を支える役目を果たさなくなっている箇所が複数生じている場合 <ul style="list-style-type: none"> ※「震災建築物の度区分判定基準および復旧技術指針」（監修 国土交通省住宅局建築指導課／財団法人日本建築防災協会） ・土台において木材に著しい腐食、損傷若しくは蟻害があること又は緊結金物に著しい腐食がある場合 <ul style="list-style-type: none"> ※「特殊建築物等定期調査業務基準」（監修 国土交通省住宅局建築指導課／財団法人日本建築防災協会） 	
<p>(ロ) 柱、はり、筋かい、柱とはりの接合等</p>	
<p>構造耐力上主要な部分である柱、はり、筋かいに大きな亀裂、多数のひび割れ、変形又は破損が発生しているか否か、腐食又は蟻害によって構造耐力上主要な柱等に大きな断面欠損が発生しているか否か、柱とはりの接合状況などを基に総合的に判断する。</p>	
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・柱、はり、筋かいが腐朽、破損又は変形している。 ・柱とはりにずれが発生している。
<p>【参考となる考え方】</p> <p>複数の筋かいに大きな亀裂や、複数の柱・はりにずれが発生しており、地震時に建築物に加わる水平力に対して安全性が懸念される場合</p>	

(2) 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある。

<p>(イ) 屋根ふき材、ひさし又は軒</p>	
<p>全部又は一部において不陸、剥離、破損又は脱落が発生しているか否か、緊結金具に著しい腐食があるか否かなどを基に総合的に判断する。</p>	
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根が変形している。 ・屋根ふき材が剥落している。 ・軒の裏板、たる木等が腐朽している。 ・軒がたれ下がっている。 ・雨樋がたれ下がっている。
<p>【参考となる考え方】</p> <p>目視でも、屋根ふき材は脱落しそうな状態を確認できる場合</p>	
<p>(ロ) 外壁</p>	
<p>全部又は一部において剥離、破損又は脱落が発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。</p>	
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・壁体を貫通する穴が生じている。 ・外壁の仕上材料が剥落、腐朽又は破損し、下地が露出している。 ・外壁のモルタルやタイル等の外装材に浮きが生じている。

【参考となる考え方】	
目視でも、上部の外壁が脱落しそうな状態を確認できる場合	
(ハ) 看板、給油設備、屋上水槽等	
転倒が発生しているか否か、剥離、破損又は脱落が発生しているか否か、支持部分の接合状況などを基に総合的に判断する。	
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・看板の仕上材料が剥落している。
目の例	<ul style="list-style-type: none"> ・看板、給油設備、屋上水槽等が転倒している。 ・看板、給油設備、屋上水槽等が破損又は脱落している。 ・看板、給油設備、屋上水槽等の支持部分が腐食している。
【参考となる考え方】	
目視でも、看板、給油設備、屋上水槽等の支持部分が腐食している状態を、確認できる場合	
(ニ) 屋外階段又はバルコニー	
全部又は一部において腐食、破損又は脱落が発生しているか否か、傾斜が見られるかなどを基に総合的に判断する。	
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外階段、バルコニーが腐食、破損又は脱落している。
目の例	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外階段、バルコニーが傾斜している。
【参考となる考え方】	
目視でも、屋外階段、バルコニーが傾斜している状態を確認できる場合	
(ホ) 門又は塀	
全部又は一部においてひび割れや破損が発生しているか否か、傾斜が見られるかなどを基に総合的に判断する。	
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・門又は塀にひび割れ、破損が生じている。
目の例	<ul style="list-style-type: none"> ・門、塀が傾斜している。
【参考となる考え方】	
目視でも、門、塀が傾斜している状態を確認できる場合	

2. 擁壁が老朽化し危険となるおそれがある。

擁壁の地盤条件、構造諸元及び障害状況並びに老朽化による変状の程度などを基に総合的に判断する。	
調査項目の例	<ul style="list-style-type: none">・擁壁表面に水がしみ出し、流出している。・水抜き穴の詰まりが生じている。・ひび割れが発生している。
【参考となる考え方】 擁壁の種類に応じて、それぞれの基礎点（環境条件・障害状況）と変状点の組み合わせ（合計点）により擁壁の劣化の背景となる環境条件を十分に把握して上で、老朽化に対する危険度を総合的に評価する。 ※「宅地擁壁老朽化判定マニュアル（案）」（国土交通省都市局都市安全課）	

[別紙2] 「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態」

であるかの否かの判断に際して参考となる基準

「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態」であることを判断する際は、以下の(1)・又は(2)に掲げる状態(将来そのような状態になることが予見される場合を含む。)に該当するか否かにより判断する。以下に列挙したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判断していく必要がある。

(1) 建築物又は設備等の破損等が原因で、以下の状態にある。

状態の例	・吹き付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い状況である
	・浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
	・排水等の流出による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。

(2) ごみ等の放置、不法投棄が原因で、以下の状態にある。

状態の例	・ごみ等の放置、不法投棄による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
	・ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。

[別紙3] 「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」

であるかの否かの判断に際して参考となる基準

「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」であることを判断する際は、以下の(1)又は(2)に掲げる状態に該当するか否かにより判断する。以下に列挙したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判断していく必要がある。

(1) 適切な管理が行われていない結果、既存の景観に関するルールに著しく適合しない状態となっている。

状態の例	<ul style="list-style-type: none"> ・景観法に基づき景観計画を策定している場合において、当該景観計画に定める建築物又は工作物の形態意匠等の制限に著しく適合しない状態となっている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・景観法に基づき都市計画に景観地区を定めている場合において、当該都市計画に定める建築物の形態意匠等の制限に著しく適合しない、又は条例で定める工作物の形態意匠等の制限等に著しく適合しない状態となっている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で定められた景観保全に係るルールに著しく適合しない状態となっている。

(3) その他、以下のような状態にあり、周囲の景観と著しく不調和な状態である。

状態の例	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根、外壁等が汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまま放置されている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・多数の窓ガラスを割れたまま放置されている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・看板が原型を留めず本来の用をなさない程度まで、破損、汚損したまま放置されている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している。
	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内にごみ等が散乱、山積したまま放置されている。

[別紙4] 「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」

であるかの否かの判断に際して参考となる基準

「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」であることを判断する際は、以下の(1)、(2)又は(3)に掲げる状態に該当するか否かにより判断する。以下に列挙したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判断していく必要がある。

(1) 立木が原因で、以下の状態にある。

状態の例	・立木の腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路や家屋の敷地等に枝等が大量に散らばっている。
	・立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている。

(2) 空き家等に住みついた動物等が原因で、以下の状態にある。

状態の例	・動物の鳴き声その他の音が頻繁に発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
	・動物のふん尿その他の汚物の放置により臭気が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
	・敷地外に動物の毛又は羽毛が大量に飛散し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
	・多数のねずみ、はえ、蚊、にみ等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
	・住みついた動物が周辺の土地・家屋に侵入し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
	・シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。

(3) 建築物等の不適切な管理等が原因で、以下の状態にある。

状態の例	・門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が容易に侵入できる状態で放置されている。
	・屋根の雪止めの破損など不適切な管理により、空き家からの落雷が発生し、歩行者等の通行を妨げている。
	・周辺の道路、家屋の敷地等に土砂等が大量に流出している。